

デジタル時代の著作権協議会（CCD）
平成 28 年度第 4 回著作物の保護と利活用に関する研究会

議事要旨

日時：平成 29 年 2 月 21 日（火）14:00～16:00

場所：RYUKA 知財ホール

議題 1：講演：「AI と著作権 —新たな情報財検討委員会における議論を踏まえて—」

講師：松村将生 氏（内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官補佐）

議題 2：その他

議長：著作物の保護と利活用に関する研究会主査・久保田裕 氏

議題 1：講演：「AI と著作権 —新たな情報財検討委員会における議論を踏まえて—」

内閣府知的財産戦略推進事務局参事官補佐の松村将生氏による講演が行われた。

最初に、『新たな情報財検討委員会』について、「データ・AI の利活用を最大限に進め、我が国の産業競争力の強化を図るため、新たな情報財の保護・利活用の在り方について、知的財産全てを視野に入れて検討を行う。」との趣旨説明があった。

次に、これまでの検討経緯として「AI 創作物は現行の知財制度上は権利の対象とならないと整理した上で、フリーライド抑制等の観点から一定の AI 創作物について保護が必要となる可能性がある」と結論付け、その上で、知的財産推進計画 2016 において、AI 創作物や 3D データ、創作性を認めにくいデータベース等の新たな情報財について、知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行うこととされた。」との説明があった。

次に、「データ利活用に関する最近の動向／環境変化」について、「ブロードバンドネットワークの整備、IoT の進展等により、ビッグデータを効率的に収集・共有できる環境が実現している。ブロックチェーンの技術の利活用も進展している。データの利活用についても、一昨年 9 月の個人情報保護法の改正により一定の法的な基盤が整備されつつある。ただ一方で、データが死蔵されて十分な利活用がなされているとは言えないという指摘がある。」との説明があった。

次に、「AI に関する最近の動向／環境変化」について、「従来の機械学習は人が特徴量を設計する必要があり、誤差も大きかったが、機械が特徴量を設計するディープラーニングという手法を用いることで精度が向上し、様々な業界でディープラーニングを用いた AI が使われる状況になってきた。」との説明があった。

その他、第 4 次産業革命に関する「政府の主な検討体制」「審議会・懇談会等での検討状況」の説明、「新たな情報財検討委員会の具体的な検討事項」の説明があった。

続いて『具体的な論点』の話があり、AI の知財制度上の取扱いと論点について「学習用データ」（“著作権法 47 条の 7 の主体問題” → 学習用データの作成者と学習済みモデル作成者が異なる場合に学習用データの提供が許されるのか。）、「学習済みモデル」（「派生モデル」や「蒸留モデル」といった使い方ができる場合に、現行の知財制度でインセンティブ

の確保ができるのか。)、 「AI 生成物」 (“学習用データ出力問題” → 学習用データに含まれる著作物が学習済みモデルから出力された場合、権利侵害となるか。学習済みモデル作成者と利用者が異なる場合、特に依拠性が問題となる。 “AI ゴーストライター問題” → 知財制度上の権利の対象とならない AI 創作物であっても、人間が作ったと主張することで保護を受けられてしまうのではないか。) の説明があった。

続いて『今後の検討の方向性』の話があり、「依拠性」(学習用データに含まれていれば依拠性は認められるべきか。AI 創作物が大量にネットにあげられていた場合、それだけで依拠性を認めてしまうと影響が大きいのではないか。)、 「侵害の主体」(学習済みモデルから出力された生成物が権利侵害だと判断された場合、侵害の主体は誰か→学習済みモデルの作成主体も侵害の主体となりうるか。)、 「AI 創作物」(「AI が自律的に生成する」とはどのようなことか→もうすでに出てきているのではないか。AI を使って新たな創作活動を行うことは可能か。そのために知財制度として出来ることはあるか。) の説明があった。

その後、講演を受け様々な意見交換がなされた。

議題 2：その他

特になし。

以上